

障がい福祉サービス等の実績

平成 25 年 8 月

春日井市健康福祉部障がい福祉課

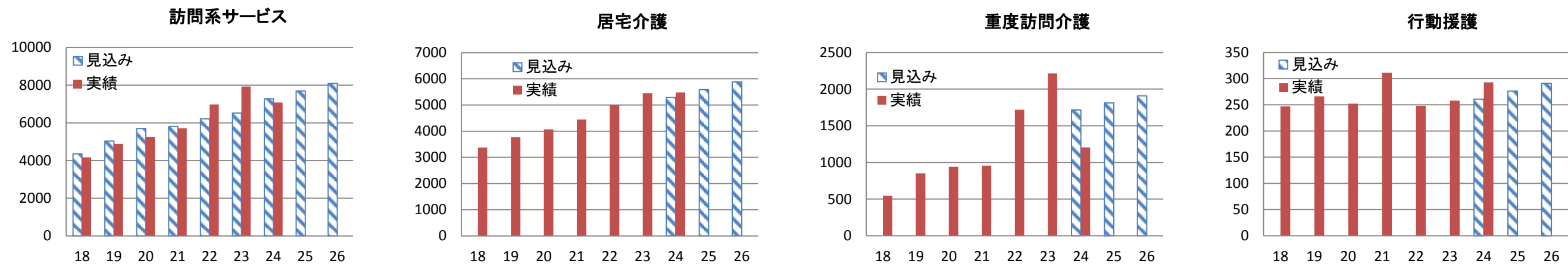
1 訪問系サービス

① 平成23年度・平成24年度の状況

区分	説明	単位	平成23年度					平成24年度				
			見込み量	実績	施設数	支給決定者 支給時間	利用率	見込み量	実績	施設数	支給決定者 支給時間	利用率
訪問系サービス		人	254	292		483	60.5	303	324		527	61.5
		時間	6,516	7,928		14,699	54.0	7,272	7,082		15,424	45.9
居宅介護	居宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行う。	人	—	253	61	436	58.0	261	278	71	471	59.0
		時間	—	5,449		11,652	46.8	5,286	5,478		12,838	42.7
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象。居宅で入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動支援などを行う。	人	—	12	60	12	100.0	13	9	70	10	90.0
		時間	—	2,214		2,264	97.8	1,716	1,205		1,544	78.0
同行援護	視覚障がいにより著しく移動が困難な人が対象。外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行う。	人	—	2	28	3	66.7	3	14	37	15	93.3
		時間	—	7		75	9.3	9	106		337	31.5
行動援護	自己判断能力が制限されている人が対象。行動するときを生じ得る危険を回避するため必要な支援や、外出時の移動支援などを行う。	人	—	25	4	32	78.1	26	23	4	31	74.2
		時間	—	258		708	36.4	261	293		705	41.6
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が高い人が対象。居宅介護を始めとする複数のサービスを包括的に行う。	人	—	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
		時間	—	0		0	0.0	0	0		0	0.0

【見込み量】 1か月あたりでそのサービスを利用する人の数とその利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの 【実績】 その年度の3月分の利用実績
 【支給決定者】 その年度に支給決定した延べ人数 【支給決定時間】 その年度に支給決定した延べ時間数

② 実績の推移



③ 地域自立支援協議会の意見

<居宅介護> 支給決定に対して利用率が低い要因として、①食事や入浴の時間帯など利用希望が集中する時間帯で十分なヘルパー数が確保できていないこと、②入浴など同性介護の希望に対して、十分な数の男性ヘルパーが確保できていないこと、③利用者都合でキャンセルとなることもあることが当事者・事業者の経験から考えられる。ヘルパーの報酬単価が減る中、事業所は努力しており、ヘルパー数自体は増えているが、男性ヘルパーの確保や希望が集中する時間帯のヘルパー必要数をいかに確保していくかが課題である。

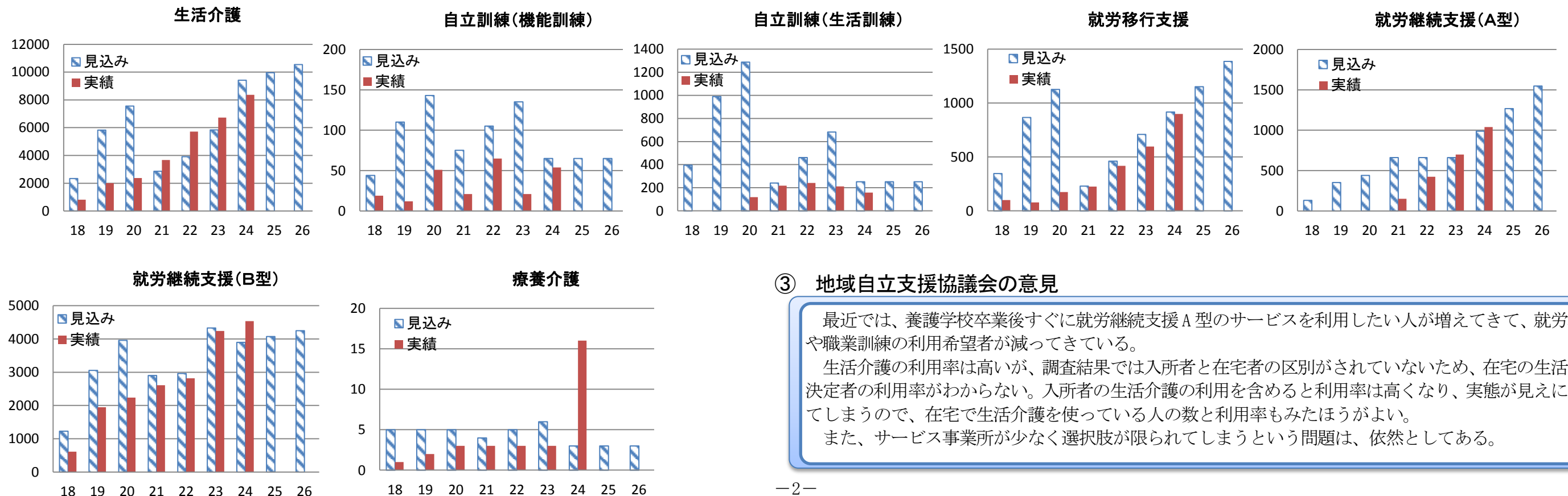
<行動援護> 行動援護を実施する事業所が増えないので、行動援護利用希望者が移動支援を受けて補っているという事例がある。行動援護は質の高い支援を受けられるようなサービスであったはずだが、人材がなく難しい。

2 日中活動系サービス等

① 平成23年度・平成24年度の状況

区分	説明	単位	平成23年度					平成24年度				
			見込み量	実績	施設数	支給決定者 支給日数	利用率	見込み量	実績	施設数 (定員)	支給決定者 支給日数	利用率
生活介護	常に介護を必要とする人が対象。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供する。	人	423	366	15 (667)	439	83.4	487	465	14 (683)	500	93.0
		延べ日数	5,837	6,728		9,054	74.3	9,412	8,370		10,675	78.4
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う。	人	9	1	0 (0)	3	33.3	4	4	0 (0)	5	80.0
		延べ日数	135	21		69	30.4	65	54		102	52.9
自立訓練(生活訓練)		人	31	11	2 (30)	11	100.0	12	10	2 (30)	10	100.0
		延べ日数	682	212		217	97.7	252	158		217	72.8
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人が対象。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。	人	37	35	4 (71)	54	64.8	51	50	3 (54)	79	63.3
		延べ日数	710	597		1,224	48.8	918	899		1,796	50.1
就労継続支援(A型)	一般企業などへの就労が困難な人が対象。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う。	人	30	33	1 (30)	47	70.2	46	57	3 (60)	65	87.7
		延べ日数	660	700		1,062	65.9	988	1,039		1,482	70.1
就労継続支援(B型)		人	228	242	9 (269)	263	92.0	230	265	11 (314)	308	86.0
		延べ日数	4,332	4,241		5,872	72.2	3,902	4,537		6,894	65.8
療養介護	医療と常に介護を必要とする人が対象。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行う。	人	6	3	0 (0)		100.0	3	16	1 (180)	16	187.5

② 実績の推移



③ 地域自立支援協議会の意見

最近では、養護学校卒業後すぐに就労継続支援 A 型のサービスを利用したい人が増えてきて、就労移行支援や職業訓練の利用希望者が減ってきている。

生活介護の利用率は高いが、調査結果では入所者と在宅者の区別がされていないため、在宅の生活介護支給決定者の利用率がわからない。入所者の生活介護の利用を含めると利用率は高くなり、実態が見えにくくなってしまうので、在宅で生活介護を使っている人の数と利用率もみたほうがよい。

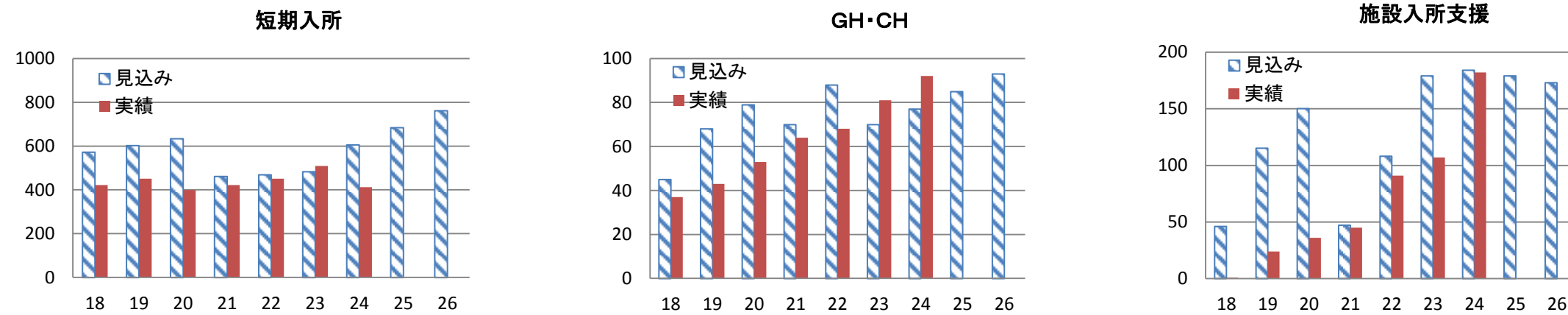
また、サービス事業所が少なく選択肢が限られてしまうという問題は、依然としてある。

3 居住系サービス

① 平成23年度・平成24年度の状況

区分	説明	単位	平成23年度					平成24年度				
			見込み量	実績	施設数	支給決定者 支給日数	利用率	見込み量	実績	施設数	支給決定者 支給日数	利用率
短期入所	介護者が病気などの理由により、施設への短期間の入所が必要な人が対象。夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行う。	人	70	80	12 (869)	509	15.7	101	103	11 (869)	501	20.6
		延べ日数	483	509		2,599	19.6	606	412		2,527	16.3
共同生活援助・共同生活介護	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行う。	人	110	81	17 (79)	81	100.0	77	92	19 (92)	98	93.9
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを行う。	人	179	107	7 (520)	143	74.8	184	182	8 (550)	191	95.3

② 実績の推移



③ 地域自立支援協議会の意見

<短期入所>

支給決定に対して利用率が20%と著しく低い要因として、①緊急時を想定してほとんどの人が保険的に支給決定を受けていること、②利用希望が土・日曜日に集中し希望通り利用できないことの2点が考えられる。

また、施設数は12施設(869床)になっているが、入所の空きベッドを利用することになっているので、実際には知的障がい者は養和荘のみで、精神障がい者の施設はなく、利用できる施設数(ベッド数)は不十分である。①緊急事態の発生率を勘案した見込み量の算出、②週末利用希望に応えられる施設数(ベッド数)の確保、③精神障がい者、知的障がい者の利用できる施設(ベッド数)の確保が課題である。

<共同生活介護・共同生活援助>

親亡き後のすまいとして、家庭に近いすまいであるグループホーム・ケアホームが親が一番望まれているが、障がい者数に対して、見込み量が少ない。特に精神障がい者については市内に利用できる場所がなく、他の地域で利用することになるのが現状である。

4 相談支援

① 平成23年度・平成24年度の状況

区分	説明	単位	平成23年度					平成24年度				
			見込み量	実績	施設数	支給決定者	利用率	見込み量	実績	施設数	支給決定者	利用率
相談支援	障がい福祉サービスの利用が見込まれる人のうち、自分で利用に関する調整をするのが困難な人が対象。計画的なプログラムの作成などの相談を行う。	人	4	0	0	0	0	—	—	—	—	—
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障がい福祉サービス等利用計画の作成、利用状況の検証及び障がい福祉サービス等利用計画の見直しを行う。	人	—	—	—	—	—	85	4	3	21	19.0
地域移行支援	主に施設に入所している人、入院している精神障がいのある人が対象。住居の確保や地域で生活するために必要な活動について相談を行う。	人	—	—	—	—	—	3	1	0	1	100.0
地域定着支援	主に居宅で一人暮らしをする障がいのある人が対象。その人との連絡体制を確保し、その障がいによる緊急の事態などに相談を実施。	人	—	—	—	—	—	3	0	0	0	0

② 実績の推移

相談支援

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
見込み量（人）	67	166	216	3	3	4
実績（人）	0	0	1	0	0	0

③ 地域自立支援協議会の意見

<計画相談支援>

実態を知るには計画相談支援で本当に利用したい希望を丁寧に聞き取り、ケアマネジメントをしっかりと行うと不足しているサービスや困っていることがわかる。市内には相談支援専門員の資格所持者は38名いるが、相談支援で活躍している人ばかりではないので、中核的な相談支援体制の人材育成が課題である。

<地域移行支援・地域定着支援>

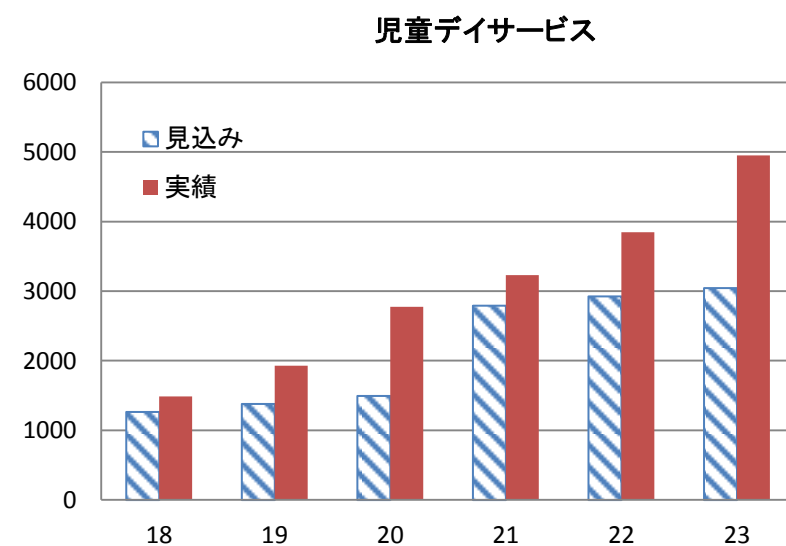
地域移行支援の事業所が市内にはない。必要なサービスだが、市外の事業所が対応しているのか、支援センターなどどこかが肩代わりしているのかも不明なので、それらが見える調査があるとよい。また、退院しても地域で支えられる環境にないと入退院を繰り返す人がいるので、地域定着支援をする事業所が必要である。

5 障がい児通所支援

① 平成24年度の状況

区分	説明	単位	平成24年度			
			実績	施設数 (定員)	支給決定者 支給日数	利用率
児童発達支援	障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する。	人	209	20 (223)	289	72.3
		延べ日数	1,576		6,178	25.5
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するものに通わせ、児童発達支援及び治療を行う。	人	1	0	1	100.0
		延べ日数	1		15	6.7
放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。	人	280	23 (217)	358	78.2
		延べ日数	3,829		8,154	47.0
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。	人	0	0	0	0
		延べ日数	0		0	0
障害児相談支援	障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行う。	人	0	2	0	0

② 実績の推移



③ 地域自立支援協議会の意見

保育所等訪問支援は実績も事業所もないが、若い世代の親が小さい障がいの子どもを抱えながら手続きするのは、手間がかかる。他の機関で補えていると思うが、どこで代行されているか把握する必要がある。

6 地域生活支援事業

① 平成23年度・平成24年度の状況

1 障がい者相談支援事業		障がいのある人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行う。			
実績	平成23年度		平成24年度		
	見込み量	実績	見込み量	実績	
事業所数	4	4	4	4	
相談員数	9	9	9	9	
相談件数	7,736	7,238	8,083	6,249	

2 地域自立支援協議会		相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、地域の課題について情報を共有するとともに課題解決に向けて具体的に協議を行い、障がいのある人の生活を支援する。			
実績	平成23年度		平成24年度		
	実施回数		3		3

3 住宅入居等支援事業		賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人が対象。入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談、助言を通して障がいのある人の地域生活を支援する。			
実績	平成23年度		平成24年度		
		未実施		未実施	

4 成年後見制度利用支援事業		障がい福祉サービス等の利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人が対象。市長が後見等の開始の審判請求を行うとともに、その費用を助成することにより、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人の権利擁護を図る。			
実績	平成23年度		平成24年度		
		市長申立0件、報酬1件		市長申立1件、報酬2件	

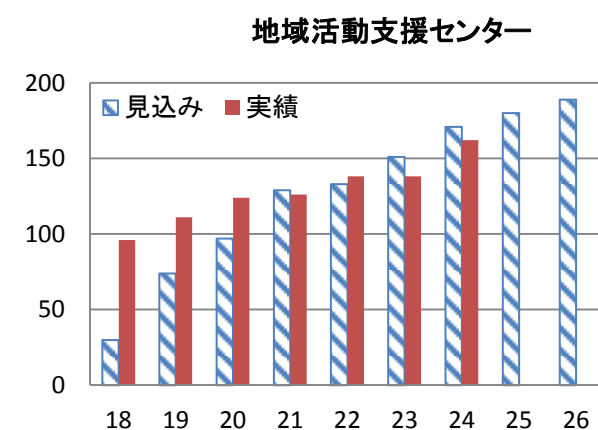
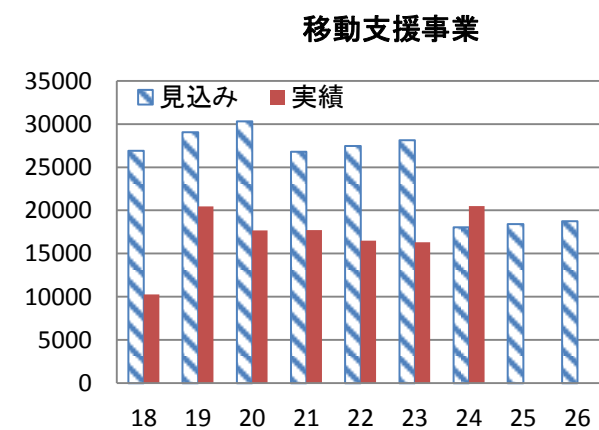
5 コミュニケーション支援事業		聴覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などが対象。手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳を設置する。			
実績	平成23年度		平成24年度		
	見込み量	実績	見込み量	実績	
手話窓口設置者数	1	1	1	1	
手話派遣件数	480	490	372	470	
要約筆記派遣件数	14	7	6	3	

6 日常生活用具給付等事業		障がいのある人などに対し、日常生活用具の給付や貸与をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。			
実績	平成23年度		平成24年度		
	見込み量	実績	見込み量	実績	
介護・訓練支援用具	16	9	16	15	
自立生活支援用具	56	53	46	56	
在宅療養等支援用具	61	45	52	38	
情報・意思疎通支援用具	50	27	47	24	
排泄管理支援用具	3,980	4,760	5,243	5,400	
居宅生活動作補助用具	4	6	14	7	
計	4,163	4,900	5,404	5,540	

区分	説明	単位	平成23年度					平成24年度				
			見込み量	実績	施設数	支給決定者 支給時間	利用率	見込み量	実績	施設数	支給決定者 支給時間	利用率
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人などが対象。社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援する。	人	335	244	37	451	53.7	258	282	46	478	59.0
		時間	28,140	16,330		97,320	16.8	18,060	20,512		105,450	19.5
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターを通して、障がいのある人などに創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る。	事業所数	9	14	8(101)	—	—	市17 他市4	8 6	10(150)	—	—
		人	136	138		186	71.5	市156 他市15	154 8		221	73.3
日中一時支援事業	障がいのある人などに活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行う。	人	92	222	17(117)	344	64.0	270	260	19(122)	375	69.3
		回	1,555	6,893		—	—	7,536	8,033		—	—
生活サポート事業	障がい程度区分の判定において非該当になった者に対し、居宅介護事業者などを居宅に派遣し、日常生活に関する支援や家事援助を行います。	人	1	0	—	—	0	1	0	—	—	0
		時間	15	0	—	—	0	15	0	—	—	0
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人などの身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。	件	1,056	1,084	6	1,680	90.0	836	1,248	9	1,860	67.1
更生訓練費給付事業	自立訓練事業や就労移行支援事業を利用している人などに更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。	人	6	20	—	—	—	6	13	—	—	—
施設入所者就職支度金給付	自立訓練事業や就労移行支援事業を利用した人などで、就職などにより自立する人に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。	人	3	2	—	—	—	3	1	—	—	—
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がいのある人などに対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成することにより、就職その他の社会活動への参加を促進します。	免許	5	3	—	—	—	5	15	—	—	—
		改造	5	13	—	—	—	5	7	—	—	—

【見込み量】その年度においてサービスを利用する人の実人数 【時間】年間の合計利用時間 【件数】年間の合計件数

② 実績の推移



③ 地域自立支援協議会の意見

移動支援事業は、時間の利用率が低い（19.5%）が、これだけしか時間が確保できないのか。利用希望が土曜・日曜、夕方に集中することが多く利用をあきらめている人がいる。

また、男性利用者は力が強く、男性ヘルパーでないと対応できないこともある。今後、時間利用率の低い要因を調査することが望まれる。

7 その他（全体）

地域自立支援協議会の意見

支給決定に対する利用率から、福祉サービスの充足度がある程度評価できた。

しかしながら、支給決定は受けたが、できる限り家族で支えようとしている人もいれば、利用したくても使えない人もいるのが実際である。

ニーズを持っている人がどれだけ対応してもらえたかがより詳細に分かるような評価をして、サービス提供体系を整えていく必要がある。

また、サービスは税金でまかなわれているので、どのように配分すると一番身になるのかという観点から計画を立てるとよいのではないだろうか。

自立支援協議会としても、相談支援の実践から各サービスの量的質的課題を抽出していく努力を続けていきたい。